

『農村自治之研究』

愛知県農会蔵版 山崎延吉 [著]

永東書店刊 / 1908年10月 / 22cm / 572頁 / 図書番号 OI-2839

著者は1873年に金沢市で生まれ、1897年に東京帝国大学農芸化学科を卒業、1901年に愛知県立農林学校初代校長に就任した。後に農民教育をおこなう私塾、神風義塾を開いた。本書は愛知県で行われた著者の講演をまとめたものである。

「第1章 農村」において、農村とは農業・農民・農地の3要素を備えた農業部落であり、行政区画の自治体もあれば、大字のような町村の一部をいう場合もあると定義する。そして農村の改良は、農民が自覚し工夫することが重要であり、それが即ち農村の自治であるとする。

「第2章 農村の自治」では五人組制度等日本の自治制度の変遷を追いつつ、1888年公布の町村制について解説する。その上で公布後20年を経てもいまだに自治の基礎も立たない農村が多いのは、何事も命令や補助で動く受命的習慣と、自治・自由の意義を誤解した反抗的習性、さらにこの制度が日本固有の制度として発達したのではないことが原因ではないかとみる。このような状況において、「第3章 農村自治の形式」では自治が進んでいる農村を塔型から礎型までの5つの型式に分けて紹介する。一人物・一事業から全体へ自治が進歩する塔型から始め、極致的には傑物・偉人はいなくとも自治が立派に行われる礎型へと発達するのが順当であるとする。

「第4章 自治農村の帰一」では自治が発達した農村の共通点として、①公共的精神と、農村を改良しようとする手段がある②財力を豊かにすることと併せて道徳心も涵養されている③同情の心を持ち、協同で物事に当たる④過去の偉人に学ぼうとする姿勢がある、の4点に注目する。

「第5章 農村自治の機関」では農村の主たる自治機関である町村長と、自治の補助機関となる教育機関、宗教機関等が担う役割について説明する。これらの機関が互いに補い合い、農村自治の進歩に力をつくすことが重要であるとする。

「第6章 農村自治の手段」では自治振興のため、人々の心を統轄し力を集中させる手段を様々な資料と共に示す。基本財産や人口、産業、教育等の調査を行うことにより、正確に村の貧富発達の程度を理解し、それをもとに勧めるべき事業を決定し実行することは、その一例である。

「第7章 農村自治の新條」では自治の基礎とすべき信条として、町村行政を十分に行うために固有事務と委任事務とを区別しその並進を図る、貧富の差を少なくし小作人を独立自営に導く、基本財産の蓄積方針を確立する等を挙げる。

「第8章 自治の障礙」では自治の進歩を妨げ、発達を損なうものについて考察する。第一に挙げられているのは町村行政への監督指導である。監督者が委任事務に重きを置いたために固有事務の不振を招いたり、事業の指導が町村の利益を考えたものでなかったことなどが、自治的行政が発達しない原因となったと考える。

「第9章 村格」において著者は、町村自治の最終的な目的は村の品格である村格を向上させることであると論ずる。町村自治の進歩発達は、地方共同の利益を発達させ、幸福安寧を増進させることだけでなく、農民の人格と農村の家格を高めて、村格を向上させるところまで到達しなければならないと訴える。

(山野辺香葉・市政専門図書館司書主任)